

輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する
法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出
に関する省令の一部を改正する省令の改正案について

平成27年6月29日
環 境 省

1. 改正の背景

- (1) 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「バーゼル条約」という。))の的確かつ円滑な実施を確保するため、「外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。))及び「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「バーゼル法」という。))に基づき、電子スクラップ等の特定有害廃棄物等の輸出入管理を行っている。
- (2) バーゼル法は、その規制対象物の輸出入にあたり、外為法に基づく承認を義務付けるとともに、当該承認を受けて当該特定有害廃棄物等に係る移動書類(以下「移動書類」という。)の交付を受けた者等に対し、運搬時等における移動書類の携帯や処分の実施等に関する通知及び届出を義務付けている。
- (3) 移動書類の記載事項や移動書類に係る各種届出等については、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則」(以下「施行規則」という。)に定めている。また、バーゼル法第12条第1項に基づき、輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出について、「輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合における輸入移動書類に係る届出に関する省令」(以下「廃棄物届出省令」という。)に定めている。
- (4) 今般、移動書類の様式をバーゼル条約締約国会議で採択された推奨様式(以下「国際様式」という。)に改めることに伴い、施行規則について所要の改正を行う。これに伴い、廃棄物届出省令について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

移動書類に関する各種届出書類等の様式変更(第1条、第2条、様式第1及び様式第2関係)

- ・ 各種届出等の手続きの明確化・合理化を図るための様式変更を行う(記載しやすい様式への変更、運搬者の代表者氏名等の削除、電子メールの項目追加等)。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布・施行：平成27年9月